

## 高槻市障がい者活躍推進計画に基づく取組の実施状況（令和6年度）

高槻市では、障害者雇用促進法(昭和35年法律第123号)に基づき、障がい者である職員が、その障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮できることを目的に、市長部局、教育委員会、交通部、水道部、消防本部のほか、議会事務局や各行政委員会において「高槻市障がい者活躍推進計画」を策定しています。

このたび、障害者雇用促進法第7条の3第6項の規定により、障がい者活躍推進計画に基づく市全体の取組の実施状況について以下のとおり公表します。

### 1 評価年度

令和6年度

### 2 目標に対する達成度

#### (1) 採用に関する目標

| 部局    | 目標                                      | (令和5年6月1日時点) | 実績値   |
|-------|-----------------------------------------|--------------|-------|
| 市長部局  | 6月1日時点の雇用率が、<br>前年度6月1日時点の雇用<br>率を下回らない | 2.71%※       | 2.98% |
| 教育委員会 |                                         |              |       |
| 交通部   |                                         |              |       |
| 水道部   |                                         |              |       |

※令和4年4月26日付けで、障害者雇用促進法第42条第1項に基づく特例認定を受けたため、各部局を合算して算出しています。

| 部局 | 目標                       | 実績                         |
|----|--------------------------|----------------------------|
| 共通 | 障がい者雇用の推進に関する理解を<br>促進する | 各種研修等の実施により、<br>理解の促進を図った。 |

#### (2) 定着に関する目標

| 部局 | 目標                         | 実績      |
|----|----------------------------|---------|
| 共通 | 障がいそのものに起因する離職者を<br>生じさせない | 離職者はいない |
| 共通 | 採用後6か月の定着率100%             | 100%    |
| 共通 | 採用後1年の定着率100%              | 100%    |

### 3 取組内容の実施状況

#### (1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

○ 障がい者雇用推進者の選任(令和元年9月5日付け)※

|           |       |
|-----------|-------|
| 総務部人事課長   | 市長部局  |
| 教育総務課長    | 教育委員会 |
| 交通部総務企画課長 | 交通部   |
| 水道部総務企画課長 | 水道部   |

|             |            |
|-------------|------------|
| 消防総務課長      | 消防本部       |
| 議会事務局長      | 議会事務局      |
| 選挙管理委員会事務局長 | 選挙管理委員会事務局 |
| 監査委員事務局長    | 監査委員事務局    |
| 公平委員会事務局長   | 公平委員会      |
| 農業委員会事務局長   | 農業委員会事務局   |

- 障がい者職業生活相談員の選任(令和元年11月20日付け)※

|           |    |
|-----------|----|
| 総務部人事課保健師 | 共通 |
|-----------|----|

- 障がい者職業生活相談員は、産業医等と連携しながら、障がい者を有する職員やその同僚、上司等からの相談にあたった。
- 相談体制について、全職員に広く周知している。

※機構改革により、令和3年4月1日に「総務部人事課」から「総務部人事企画室」に名称を変更している。

## (2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- 障がい者を対象とした採用試験の選考面接において、業務上どのような配慮が必要かを聞き取るとともに、どのような対応が可能かについて双方で確認を行った。
- 知的障がい者または精神障がい者を対象に、公園環境美化作業員(会計年度任用職員)の採用試験を引き続き実施した。

## (3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

### ア 職務環境

- 聴覚障がい者を有する職員が研修を受講する際には、音声文字変換機器の配置や手話通訳を依頼するなど、受講の支援を行った。
- 障がい者である職員から希望があれば、当該障がいの特性について職場で共有し理解するための支援を行っている。

### イ 募集・採用

- 障がい者を対象とした事務系採用試験において、教養試験を行わず、作文試験、適性検査、実技試験、面接試験により選考を行った。
- 公園環境美化作業員(会計年度任用職員)の採用試験において、実技試験、面接試験により選考を行った。
- 募集、採用にあたっては、以下の取扱いを行っている。
- ・ 特定の障がいを排除する。
  - ・ 特定の障がいに限定する(なお、公園環境美化作業員は除く)。
  - ・ 自力で通勤できることを受験の条件に設定する。
  - ・ 介助者なしで業務遂行が可能であることを受験の条件に設定する。
  - ・ 「就労支援機関に所属、登録しており、雇用期間中支援を受けられること」を受験の条件に設定する。

- ・ 広く職員募集を行わず、特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。

#### ウ 障がい理解の促進

- 新規採用職員研修において、「障がい理解について」の講義や障がい者福祉センターの施設見学、障がい者の方との交流会を実施し、障がい者や障がいに対する理解の促進を図った。
- 新任主査級研修において、「障害者差別解消法について」の講義を実施し、障がい者や障がいに対する理解の促進を図った。
- 手話・点字研修を実施し、聴覚障がい者や聴覚障がいに対する理解の促進を図った。

#### (4) その他

- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注実績は以下のとおりであった。

##### 令和6年度

|      | 件数  | 金額          |
|------|-----|-------------|
| 合計   | 61件 | 54,444,122円 |
| (物品) | 32件 | 3,108,059円  |
| (役務) | 29件 | 51,336,063円 |

##### 令和5年度

|      | 件数  | 金額          |
|------|-----|-------------|
| 合計   | 59件 | 34,528,101円 |
| (物品) | 31件 | 2,149,409円  |
| (役務) | 28件 | 32,378,692円 |

#### 4 「目標に対する達成度」及び「取組内容の実施状況」に対する点検結果

- 目標に対する達成度については、掲げた目標を達成している。
- 取組内容の実施状況については、掲げた取組を概ね実施している。

#### 5 計画の見直し、修正

- 計画の見直しや修正は特になし